

七戸町創業スタートアップ補助金申請書類一覧

申請書類チェックシート

※本チェックシートにある「要綱」とは七戸町創業スタートアップ支援補助金交付要綱を指します。

<input type="checkbox"/>	1. 創業概要（要綱様式1号）
<input type="checkbox"/>	<p>2. 事業計画書</p> <p>中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年第18号）第17条に規定する経営革新等支援機関に認定された青森県内の認定支援機関の支援を受け、1年以内に作成されたものであり、金融機関により確認を受けたものである必要があります。</p> <p>また、様式について指定はありませんが、以下の内容が含まれたものを提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none">①事業の概要…ビジネスプランの要点をまとめたもので、事業全体の概要がわかるもの②創業の動機…創業を目指すにいたった経緯など③創業時の組織概要…役員や従業員の人数、会社形態など④商品、取引に関する事…取り扱う商品やサービス、販売先や取引先に関する事⑤環境分析…ターゲット規模や競合に関する事⑥財務計画…資金計画、資金繰り計画（3年以上）、損益計画など
<input type="checkbox"/>	<p>3. 事業計画書作成支援確認書（要綱様式2号）</p> <p>※既に金融機関に事業計画書を提出し、融資決定を受けている場合は不要です。</p> <p>事業計画の作成支援を行った認定支援機関と連携した金融機関から署名、捺印がされたものが必要になります。※</p> <p>（※金融機関で事業計画の作成支援を受けた場合は「連携した金融機関」の署名、捺印は不要）</p>

4. 事業を営んでいない個人であることの証明書類

以下の該当する①～⑧のアからはじまる項目のいずれか1点

①『給与所得者』

- ア 源泉徴収票の写し（直近のもの）
- イ 住民税の特別徴収税額の通知書の写し（直近のもの）
- ウ 雇用主発行の雇用証明書
（確認申請日の一ヶ月以内に発行されたもの）

②『専業主婦』

- ア 健康保険被保険者証の写し
- イ 非課税証明書（直近のもの）

③『学生』

- ア 健康保険被保険者証の写し

④『失業者』

- ア 事業主発行の退職証明書
（確認申請日の前1年以内の退職のもの）
- イ 離職票の写し（確認申請日の前1年以内の退職のもの）
- ウ 雇用保険受給資格者証の写し
（確認申請日の前1年以内の退職のもの）
- エ 非課税証明書（直近のもの）

⑤『年金生活者』

- ア 年金証書の写し
- イ 非課税証明書（直近のもの）

⑥『会社の代表取締役以外の取締役・監査役』

- ア 会社の登記簿謄本
（確認申請日の一ヶ月以内に発行されたもの）

⑦『会社の代表取締役を辞任した者』

- ア 会社の登記簿謄本
（確認申請日の前1年以内の辞任のもの）

⑧『個人事業を廃止した者』

- ア 廃業届出書の本人控の写し
（確認申請日の前1年以内の廃業のもの）

※給与所得以外に、不動産所得・利子所得・配当所得があっても、個人事業主には該当しません

※農業所得・事業所等（海外事業を含む）がある場合は、個人事業主に該当します。

※日本国籍を有していなくても、確認申請を行うことができます。

<input type="checkbox"/>	<p>5. 資格、許認可の証明</p> <p>創業する業種が資格等を必要とする業種の場合は、その資格に係る証明書の写しを提出して下さい。</p>
<input type="checkbox"/>	<p>6. 対象とする経費一覧と見積りの写し (※)</p> <p>補助対象事業に係る経費のうち要綱別表2にある経費の一覧と見積りの写しを提出して下さい。ただし、原則、交付決定日以降の契約・発注により発生した経費である必要があります。※要綱第5条を十分にご確認の上、提出して下さい。</p>

申請される皆様への注意点

①補助金は後払い（精算払）です。

本補助金は後払い（精算払）です。まずは自分で費用を支出する必要があります。

②発注や支出、創業する時期に注意が必要です。

本補助金の事業期間は交付決定日以降、当該日の属する年度の末日までです。（要綱第7条）それ以外の期間に発注や支出する経費は補助対象外となります。

また、補助金の交付後3カ月以内に開業又は事業を開始することが交付条件のひとつにあるため創業時期と発注・支出時期の期間にご注意ください。

③書類の保管や処理に注意が必要です。

補助金の実績報告には申請する経費の証拠書類が必要となります。契約書や納品書、施工や備品の写真などです。提出書類の信用性が不十分であったり、目的外に支出していたりすると補助金の交付の決定や一部取り消しとなる場合がありますので十分に注意してください。

④創業後も資料の提出や適切な管理が必要です。

創業した後も事業状況の報告（要綱第16条）が必要です。またその際に施工箇所や備品などの管理が適切か調査する場合があります。加えて補助対象経費として取得した財産の処分の際も報告等が必要となります。

その他に、申請の際は要綱をご確認の上、申請書類を提出して下さい。